



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年4月1日金曜日 第1646号外2

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 1

愛媛県情報公開・個人情報保護審査会規則..... 1

知事が管理する公文書の公開等に関する規則及び知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則..... 2

生活保護法施行細則の一部を改正する規則..... 9

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則.....11

食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則.....11

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則.....14

毒物及び劇物取締法施行細則.....14

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則.....15

愛媛県会計規則の一部を改正する規則.....15

告 示

知事印（専用公印）の新設.....18

愛媛県消費者保護審議会規程の一部改正.....18

愛媛県消費者苦情処理審査会規程の一部改正.....18

愛媛県商品表示基準の一部改正.....18

愛媛県個人情報保護条例第25条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報の一部改正.....18

愛媛県工業技術センター等研究員規程.....18

愛媛県工業技術センター等研修生規程.....26

訓 令

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令.....32

人事委員会規則

人事委員会が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則.....32

愛媛県人事委員会規則の分類に関する規則の一部を改正する規則.....32

愛媛県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則.....32

愛媛県人事委員会議事規則等の一部を改正する規則.....33

愛媛県人事委員会処務規則の一部を改正する規則.....33

一般職の任期付職員の採用等に関する規則等の一部を改正する規則.....33

農林漁業改良普及手当の支給等に関する規則及び愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....34

産業教育手当の支給を受ける実習助手の範囲を定める規則及び定時制通信教育手当の支給を受ける実習助手の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....35

住居手当に関する規則の一部を改正する規則.....35

職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則.....35

職員の修学部分休業に関する規則.....37

職員の高齢者部分休業に関する規則.....41

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則.....46

法人たる職員団体に関する規則の一部を改正する規則.....46

職員からの苦情相談に関する規則.....46

人事委員会告示

へき地等学校の指定の一部改正.....47

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報.....47

公営企業管理規程

愛媛県企業職員就業規程等の一部を改正する管理規程.....48

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程.....48

特定任期付企業職員の給与に関する管理規程の一部を改正する管理規程.....49

公営企業訓令

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する訓令...49

規 則

○愛媛県規則第35号

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成17年4月1日

愛媛県知事 加戸守行
愛媛県議会議員及び愛媛県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年愛媛県規則第66号）の一部を次のように改正する。
様式第2号1中「商品先物取引」を「先物取引」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第36号

愛媛県情報公開・個人情報保護審査会規則を次のように定める。
平成17年4月1日

愛媛県知事 加戸守行
愛媛県情報公開・個人情報保護審査会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）第30条の規定に基づき、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 委員は、再任されることができる。
2 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

3 知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

(会長)

第3条 審査会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、県民環境部県民協働局県民活動推進課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 愛媛県公文書公開審査会規則(平成10年愛媛県規則第57号)

(2) 愛媛県個人情報保護審議会規則(平成13年愛媛県規則第58号)

○愛媛県規則第37号

知事が管理する公文書の公開等に関する規則及び知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

知事が管理する公文書の公開等に関する規則及び知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

(知事が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正)

第1条 知事が管理する公文書の公開等に関する規則(平成10年愛媛県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表2の項左欄中「第10条第1項」を「第11条第1項」に改め、同表3の項同欄中「第10条第2項」を「第11条第2項」に改め、同表4の項同欄中「第11条第2項」を「第12条第2項」に改め、同表5の項同欄中「第12条」を「第13条」に改め、同表6の項同欄中「第13条第1項」を「第14条第1項」に改め、同表7の項同欄中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改め、同表8の項同欄中「第14条第3項」を「第15条第3項」に改め、同条第2項中「第18条」を「第19条」に、「公文書公開審査会諮問

通知書」を「情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」に改める。

第3条第1項中「第14条第1項」を「第15条第1項」に改め、同条第2項中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

第4条中「第15条第2項」を「第16条第2項」に改める。

第5条中「第15条第3項」を「第16条第3項」に改める。

第7条中「第34条」を「第35条」に改める。

様式第2号(その2)及び様式第3号中

「この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県知事に対して異議申立てをすることができます。」

「1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県知事に対して異議申立てをすることができます。」

2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(愛媛県知事が被告の代表者になります。)提起することができます。ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。」

改める。

様式第5号中「第12条」を「第13条」に、「第11条第1項」を「第12条第1項」に、「第11条第2項」を「第12条第2項」に改める。

様式第7号中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

様式第8号中「第14条第1項」を「第15条第1項」に、

「この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県知事に対して異議申立てをすることができます。」

「1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県知事に対して異議申立てをすることができます。」

2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(愛媛県知事が被告の代表者になります。)提起することができます。ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。」

改める。

様式第9号中「公文書公開審査会諮問通知書」を「情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」に、「愛媛県公文

書公開審査会」を「愛媛県情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

(知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部改正)

第2条 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成14年愛媛県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表3の項左欄中「第20条第1項」を「第21条第1項」に改め、同表4の項同欄中「第20条第2項」を「第21条第2項」に改め、同表5の項同欄中「第21条第2項」を「第22条第2項」に改め、同表6の項同欄中「第22条」を「第23条」に改め、同表中8の項及び9の項を削り、同表7の項同欄中「第23条第2項」を「第25条第3項」に改め、同項右欄中「様式第7号」を「様式第9号」に改め、同項を同表9の項とし、同表6の項の次に次の2項を加える。

7	条例第24条第1項又は第35条第1項の書面	個人情報開示(訂正)請求事案移送通知書(様式第7号)
8	条例第25条第2項の書面	個人情報開示に係る通知・意見照会書(様式第8号)

第2条第1項の表中10の項から14の項までを次のように改める。

10	条例第30条第1項又は第37条第1項の書面	個人情報訂正(利用停止)請求書(様式第10号)
11	条例第32条第1項(条例第39条において準用する場合を含む。)の書面	個人情報訂正(利用停止)決定通知書(様式第11号)
12	条例第32条第2項(条例第39条において準用する場合を含む。)の書面	個人情報非訂正(非利用停止)決定通知書(様式第12号)
13	条例第33条第2項(条例第39条において準用する場合を含む。)の書面	個人情報訂正(利用停止)決定等期間延長通知書(様式第13号)
14	条例第34条(条例第39条において準用する場合を含む。)の書面	個人情報訂正(利用停止)決定等期間特例延長通知書(様式第14号)

第2条第1項の表中15の項及び16の項を削る。

第2条第2項中「第37条」を「第41条」に、「個人情報保護審査会諮問通知書(様式第17号)」を「情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書(様式第15号)」に改める。

第3条中「第24条第4項、第28条第3項、第34条第2項、第40条第4項及び第41条第2項」を「第26条第4項、第30条第3項及び第37条第2項」に改める。

第4条中「第23条第1項」を「第25条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第25条第2項の規定による通知を受けた第三者で意見を述べようとするものは、個人情報開示に係る意見書(様式第16号)を知事が指定する日までに知事に提出しなければならない。

第5条中「第24条第2項」を「第26条第2項」に改める。

第6条中「第24条第3項」を「第26条第3項」に改める。

第7条第1項中「第25条第1項」を「第27条第1項」に

改め、同条第2項中「第25条第2項」を「第27条第2項」に改め、同条第3項中「第25条第3項」を「第27条第3項」に改める。

第9条中「第54条」を「第47条」に改める。

様式第3号(その2)及び様式第4号中

「この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県知事に対して異議申立てをすることができます。」

「1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県知事に対して異議申立てをすることができます。」

2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(愛媛県知事が被告の代表者になります。)提起することができます。ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。」

改める。

様式第6号中「第22条」を「第23条」に、「第21条第1項」を「第22条第1項」に、「第21条第2項」を「第22条第2項」に改める。

様式第13号から様式第16号までを削る。

様式第17号中「個人情報保護審査会諮問通知書」を「情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」に、「愛媛県個人情報保護審査会」を「愛媛県情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同様式を様式第15号とする。

様式第12号中「個人情報訂正(削除)決定等期間特例延長通知書」を「個人情報訂正(利用停止)決定等期間特例延長通知書」に、「第32条」を「第34条」に、「第35条」を「第39条」に、「訂正(削除)」を「訂正(利用停止)」に、「削除)請求」を「利用停止)請求」に、「第31条第1項」を「第33条第1項」に、「第31条第2項」を「第33条第2項」に、「削除)決定等」を「利用停止)決定等」に改め、同様式を様式第14号とする。

様式第11号中「個人情報訂正(削除)決定等期間延長通知書」を「個人情報訂正(利用停止)決定等期間延長通知書」に、「削除)請求」を「利用停止)請求」に改め、同様式を様式第13号とする。

様式第10号中「個人情報非訂正(非削除)決定通知書」を「個人情報非訂正(非利用停止)決定通知書」に、「削除)請求」を「利用停止)請求」に、「削除)を」を「利用停止)を」に、

「この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県知事に対して異議申立てをすることができます。」

「1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県知事に対して異議申立てをすることがで

きます。

2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者になりま

す。）提起することができます。ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

改め、同様式を様式第12号とする。

様式第9号（その2）中「個人情報訂正（削除）決定通知書（部分訂正（削除）」を「個人情報訂正（利用停止）決定通知書（部分訂正（利用停止）」に、「削除）請求」を「利用停止）請求」に、「削除）を」を「利用停止）を」に、「削除）年」を「利用停止）年」に、「削除）しない」を「利用停止）しない」に、

「この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県知事に対して異議申立てをすることができます。

「1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県知事に対して異議申立てをすることができます。

2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者になりま

す。）提起することができます。ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

改め、同様式を様式第11号（その2）とする。

様式第9号（その1）中「個人情報訂正（削除）決定通知書」を「個人情報訂正（利用停止）決定通知書」に、「個人情報訂正（削除）決定通知書（全部訂正（削除）」を「個人情報訂正（利用停止）決定通知書（全部訂正（利用停止）」に、「削除）請求」を「利用停止）請求」に、「削除）を」を「利用停止）を」に、「削除）年」を「利用停止）年」に改め、同様式を様式第11号（その1）とする。

様式第8号中「個人情報訂正（削除）請求書」を「個人情報訂正（利用停止）請求書」に、

訂正（削除）請求に係る個人情報の内容	
--------------------	--

開示を受けた日	年 月 日
訂正（利用停止）請求に係る個人情報の内容	

「削除）を」を「利用停止）を」に改め、同様式記入上の注意1中「削除」を「利用停止」に改め、同様式を様式第10号とする。

様式第7号中「第23条第1項」を「第25条第1項又は第

2項」に、

「この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県知事に対して異議申立てをすることができます。

「1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県知事に対して異議申立てをすることができます。

2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者になりま

す。）提起することができます。ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

改め、同様式を様式第9号とし、様式第6号の次に次の2様式を加える。

様式第7号（第2条関係）個人情報開示（訂正）請求事案移送通知書

個人情報開示（訂正）請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事

印

開示（訂正）請求年月日	年 月 日
開示（訂正）請求に係る個人情報の内容	
移送を受けた実施機関（主務課）	電話番号（ ） - 内線
移送をした実施機関（主務課）	電話番号（ ） - 内線
移送をした年月日	年 月 日
移送をした理由	

注意

移送された開示（訂正）請求に係る公文書の開示（訂正）決定等については、今後、移送を受けた実施機関が行います。

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第8号（第2条関係）個人情報開示に係る通知・意見照会書

個人情報開示に係る通知・意見照会書

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事

印

次の個人情報の開示について、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号。以下「条例」という。）第25条第2項の規定により意見を求めますので、個人情報開示に係る意見書（知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成14年愛媛県規則第1号）様式第16号）により回答してください。

開示請求に係る個人情報の内容	
公文書に記録されている条例第25条第2項に規定する情報の内容	
回 答 期 限	年 月 日 ()
主 務 課	電話番号 () - 内線
注意	回答期限までに個人情報開示に係る意見書の提出がない場合は、意見の聴取の手続を終結し、個人情報の開示が行われる場合があります。

注 個人情報開示に係る意見書を添付すること。

様式第15号の次に次の1様式を加える。

様式第16号（第4条、様式第8号関係）個人情報開示に係る意見書

個人情報開示に係る意見書

年 月 日

愛媛県知事 殿

氏名（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）

郵便番号

電話番号

通知・意見照会年月日及び
番号

年 月 日 第 号

開示請求に係る個人情報の
内容

個人情報の開示について
の意見（該当する の中に
レ印を付けてください。）

開示に反対しない。
開示に反対する。

開示に反対する部分

理由

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第38号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和56年愛媛県規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第3号調書(2)中

「	11	(歳 男)																		」
---	----	---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

を

「	小	計																		」
	通	減	率																	」

に、

「	介 護 保 険 法 (1)																			」
	結 核 予 防 法 (1)																			」
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(1)																			」

を

「	介 護 保 険 (1)																			」
	そ の 他 公 費 (1)																			」

に、

「	社 会 保 険 (1)																			」
	結 核 予 防 法 (1)																			」

を

「	医 療 保 険 (1)																			」
	そ の 他 公 費 (1)																			」

に改める。

様式第14号別紙3を次のように改める。

別紙3 同意書

同 意 書

年 月 日

地方局長殿

住 所

同 意 者

氏 名

㊟

保護の決定又は実施のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の資産及び収入の状況につき、貴地方局が官公署に調査を囑託し、又は銀行、生命保険会社、信託会社、私等の雇主その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。

また、貴地方局の調査囑託又は報告要求に対し、官公署又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えて構いません。

記入上の注意

この同意書は、保護を受けようとする者が記入してください。

様式第26号の2別紙中

「 1 次により扶養（します。できません。）

(1)扶養の開始時期	年 月から
(2)扶養の方法・程度	①金銭により毎月（年） 円送付する。
	②物品により毎月（年） を 程度送付する。
	③ _____ を引き取る。
	④その他
(3)扶養できない理由	

」

を

「 1 精神的な支援について
精神的な支援・・・対象者に対する定期的な訪問、電話、手紙のやり取り、一時的な子どもの預かり
など金銭的な援助以外の対象者へのかかわりのことをいいます。

(1)精神的な支援の可否	可 ・ 不可
(2)支援の開始時期	年 月から （又は既に行っている。）
(3)具体的な支援の内容及び 頻度	緊急連絡先（電話番号 - - ）

2 金銭的な援助について

(1)金銭的な援助の可否	可 ・ 不可
(2)援助の開始時期	年 月から （又は既に行っている。）
(3)援助の方法・程度	①金銭により毎月（年） 円送付する。
	②物品により毎月（年） を 程度送付する。
	③ _____ を引き取る。
	④その他

」

に、「2 私」を「3 私」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則施行の際現に改正前の生活保護法施行細則様式第14号及び様式第26号の2の規定により提出されている書類は、改正後の生活保護法施行細則様式第14号及び様式第26号の2の規定により提出された書類とみなす。

○愛媛県規則第39号

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則（昭和27年愛媛県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1 20の部H I V 1、2抗体（E I A法、P A法）の項試験項目の欄中「P A法」の下に、「免疫クロマト法」を加える。

附 則

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

○愛媛県規則第40号

食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

食品衛生法等の一部を改正する規則

（食品衛生法施行細則の一部改正）

第1条 食品衛生法施行細則（昭和23年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。

様式第3号（裏）（教示）中「知事」を「愛媛県知事」に改め、同様式（裏）（教示）を同様式（裏）（教示）1とし、同様式（裏）（教示）に次のように加える。

- この処分取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に処分取消しの訴えを提起することができます。

(興行場法施行細則の一部改正)

第2条 興行場法施行細則 (昭和25年愛媛県規則第27号) の一部を次のように改正する。

様式第3号中

「 なお、この処分について不服がある場合は、この書面を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して、行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) による異議申立てをすることができます。 」

「 なお、この処分について不服がある場合は、この書面を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県知事に対して、行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) による異議申立てをすることができます。 」

また、この処分の取消しの訴えは、この書面を受け取つた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として (愛媛県知事が被告の代表者となります。) 提起することができます。ただし、前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。 」

改める。

(愛媛県身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第3条 愛媛県身体障害者福祉法施行細則 (昭和34年愛媛県規則第24号) の一部を次のように改正する。

様式第9号中

「 なお、この決定に不服があれば、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対し異議申立てをすることができますから申し出てください。 」

「 なお、この決定に不服があれば、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に対し異議申立てをすることができますから申し出てください。 」

また、この決定の取消しの訴えは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として (愛媛県知事が被告の代表者となります。) 提起することができます。ただし、前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。 」

改める。

(麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正)

第4条 麻薬及び向精神薬取締法施行細則 (昭和40年愛媛県規則第2号) の一部を次のように改正する。

様式第12号備考を同様式備考1とし、同様式備考に次のように加える。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として (愛媛県知事が被告の代表者となります。) 提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受

けた日の翌日から起算して6箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第5条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則 (昭和41年愛媛県規則第32号) の一部を次のように改正する。

様式第7号中

この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対し審査請求をすることができます。 」

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として (愛媛県知事が被告の代表者となります。) 提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。 」

改める。

様式第14号中

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対し異議申立てをすることができますから申し出てください。 」

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に対し異議申立てをすることができますから申し出てください。 」

また、この決定の取消しの訴えは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として (愛媛県知事が被告の代表者となります。) 提起することができます。ただし、前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。 」

改める。

(愛媛県自動販売機の適正な設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 愛媛県自動販売機の適正な設置及び管理に関する条例施行規則 (昭和52年愛媛県規則第52号) の一部を次のように改正する。

様式第3号中

「 この処分に不服のあるときは、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) 第6条の規定により、知事に対し異議の申立てができます。 」

削り、同様式に (教示) として次のように加える。

(教示)

1 この処分について不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に対して異議申立てをすることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

（生活保護法施行細則の一部改正）

第7条 生活保護法施行細則（昭和56年愛媛県規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第21号備考(1)中「知事」を「愛媛県知事」に改め、同様式備考(2)を同様式備考(3)とし、同様式備考(1)の次に次のように加える。

(2) この決定の取消しの訴えは、(1)の審査請求に対する判決を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があつた日から50日を経過しても判決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第22号中

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対し審査請求をすることができます。」

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に対し審査請求をすることができます。」

また、この決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があつた日から50日を経過しても判決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

改める。

様式第23号備考中「知事」を「愛媛県知事」に改め、同

様式備考を同様式備考1とし、同様式備考に次のように加える。

2 この決定の取消しの訴えは、1の審査請求に対する判決を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があつた日から50日を経過しても判決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（愛媛県宅地建物取引業法施行細則の一部改正）

第8条 愛媛県宅地建物取引業法施行細則（昭和58年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第6号中

「 なお、この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して異議申立てをすることができます。」

「 なお、この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県知事に対して異議申立てをすることができます。」

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。」

改める。

（育成医療の給付等に要する費用の支払命令又は徴収に関する規則の一部改正）

第9条 育成医療の給付等に要する費用の支払命令又は徴収に関する規則（昭和62年愛媛県規則第21号）の一部を次のように改正する。

様式第1号備考及び様式第2号備考中

「 この決定に不服があるときは、この決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対し、異議申立てをすることができます。」

「 1 この決定に不服があるときは、この決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に対し、異議申立てをすることができます。」

2 この決定の取消しの訴えは、この決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に

を

に

を

愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者 になりま す。）提起することができます。ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県規則第41号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和23年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「（定義）」を付する。

第2条に見出しとして「（書類の経由）」を付し、同条中「又は保健所長」を削り、「申請書、届書又は報告書は、その営業所ごとに」を「書類は」に、「保健所長に、提出しなければ」を「保健所長を経由しなければ」に改め、同条ただし書を削る。

第3条に見出しとして「（食品等検査手数料）」を付する。

第4条に見出しとして「（食品衛生管理者設置（変更）届出書）」を付し、同条中「様式第1号」を「食品衛生管理者設置（変更）届出書（様式第1号）」に改める。

第5条から第7条までを削る。

第8条の前に見出しとして「（食品営業許可申請書）」を付し、同条第1項中「を提出する者は、様式第2号による申請書を提出しなければ」を「は、食品営業許可申請書（様式第2号）によらなければ」に改め、同条第2項中「法人」を「、法人」に、「定款の写」を「、定款の写し」に改め、同項に項番号を付し、同条第3項中「愛媛県立衛生環境研究所若しくは保健所」を「食品衛生検査施設（法第29条第1項及び第2項に規定する検査施設をいう。）、登録検査機関（法第4条第9項に規定する登録検査機関をいう。）」に改め、同項に項番号を付し、同条を第5条とする。

第9条中「様式第2号の申請書」を「食品営業許可申請書」に改め、同条を第6条とする。

第10条に見出しとして「（営業許可証）」を付し、同条第2項及び第3項に項番号を付し、同条を第7条とする。

第11条を削る。

第12条に見出しとして「（地位承継届出書）」を付し、同条中「様式第3号の2」を「様式第4号」に改め、同条を第8条とする。

第13条の前に見出しとして「（変更等届出書）」を付し、同条第1項中「様式第4号」を「様式第5号」に改め、同条

第2項に項番号を付し、同条を第9条とする。

第14条中「様式第4号」を「変更等届出書」に改め、同条を第10条とする。

第15条に見出しとして「（集団給食関係報告書）」を付し、同条中「様式第5号」を「様式第6号」に改め、同条を第11条とする。

第16条を削る。

第17条に見出しとして「（死亡等の届出）」を付し、同条中「第14条」を「第10条」に、「営業者が死亡」を「営業者が死亡し、」に改め、同条を第12条とする。

様式第1号4(2)中「第48条第4項各号」を「第48条第6項各号」に改める。

様式第2号中「第8条、第9条」を「第5条、第6条」に改め、同様式（表）中「第55条又は第56条まで」を「第55条第1項又は第56条」に改める。

様式第3号中「第10条、第13条」を「第7条、第9条」に改める。

様式第5号中「第15条」を「第11条」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第4号中「第13条、第14条」を「第9条、第10条」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第3号の2中「第12条」を「第8条」に改め、同様式を様式第4号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則施行の際現に改正前の食品衛生法施行細則様式第2号の規定により提出されている食品営業許可申請書は、改正後の食品衛生法施行細則様式第2号の規定により提出された食品営業許可申請書とみなす。
- 3 この規則施行の際現にある改正前の食品衛生法施行細則様式第1号又は様式第2号の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県規則第42号

毒物及び劇物取締法施行細則を次のように定める。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

毒物及び劇物取締法施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号。以下「政令」という。）及び毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）に定めるもののほか、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録票の掲示）

第2条 毒物劇物営業者は、政令第33条の規定により交付された登録票を製造所、営業所又は店舗の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

（書類の経由）

第3条 法、政令及びこの規則の規定により知事又は知事を

經由して厚生労働大臣に提出する書類は、製造所、営業所、店舗、研究所又は事業場の所在地を管轄する保健所長（松山市の区域にあつては、松山保健所長）を經由しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第43号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和40年愛媛県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和28年厚生省令第14号」の下に「。以下「省令」という。」を加える。

第3条中「麻薬及び向精神薬取締法施行規則」を「省令」に改める。

本則に次の1条を加える。

（書類の經由）

第15条 法又は省令の規定により知事に提出する書類は、麻薬業務所、向精神薬営業所、病院等、向精神薬試験研究施設、薬局、店舗又は麻薬等原料営業所の所在地（法第58条の2第1項の規定による届出にあつては、麻薬中毒者の居住地又は現在地）を管轄する保健所の長（松山市の区域にあつては、松山保健所長）を經由して提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第44号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「出納室の審査係長（松山地方局にあつては、審査第一係長）」を「出納室長補佐」に改め、同条第15号中「総務課」を「広報県民課」に改める。

第5条第3項の表中「地方局総務福祉部」を「地方局総務県民部」に、「並びに西条地方局の産業経済部四国中央土地改良課及び丹原土地改良課、松山地方局の総務福祉部久万福祉課及び産業経済部久万土地改良課、八幡浜地方局の産業経済部大洲土地改良課及び西予土地改良課並びに宇和島地方局の総務福祉部御荘福祉課及び産業経済部御荘土地改良課の庶務を担当する係長（担当係長を含む。以下この欄において同じ。）」を「及び西条地方局産業経済部農政普及課の担当係長」に、「F A Z 港湾管理係」を「貿易港管理係」に改め、

「（支所を含む。）」を削り、「丹原土木事務所、伊予土木事務所」を「久万高原土木事務所」に改め、「西予土木事務所」の下に「、愛南土木事務所」を加え、「、今治中央地域農業改良普及センターしまなみ普及室、松山中央地域農業改良普及センター久万普及室、宇和島中央地域農業改良普及センター鬼北普及室」を削り、「）の庶務を担当する係長」の下に「（担当係長を含む。以下この欄において同じ。）」を加える。

第7条第1項第5号の表出納員の欄中「警察本部の総務課」を「警察本部の広報県民課」に改める。

第49条中「第13号まで」を「第14号まで及び第16号」に改め、「の各号」を削り、同条中第19号を第20号とし、第9号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 後納郵便料

第49条に次の1号を加える。

(2) 前各号に掲げるもののほか、債権者の請求により特に現金支払をする必要がある経費

第60条中「生産品の売りさばき代金」を「物品の売払代金」に、「生産品の売りさばき手数料」を「物品の売払手数料」に改める。

第234条第2号中「地方局出納室の出納員たる審査係長」を「地方局出納室長補佐」に改める。

様式第36号（その1）を次のように改める。

(表)

郵便はがき

□□□ - □□□□

送金通知書

債権者 住所 氏名					
経費の 内容					
支払番号					
支払 場所					
支払金額					
年度		区分		会計	

上記の金額を、この通知書と引換えに上記の支払場所
においてお受け取りください。

年 月 日

愛媛県出納長

印

検印	係印

問い合わせ先

金額及び経費の内容について詳しくお知りになりたい場合は、
下記までご照会ください。

経費の内容欄が税金関係の場合

経費の内容欄が税金関係以外の場合

経費の内容欄に記載されている本庁各課（地方機関）までご照
会ください。

注意事項

この通知書は、発行の日から1年を過ぎたときは、左記指定の
支払場所ではお受け取りができませんから、その場合は、出納事
務局会計課にお申し出ください。

年度		区分		番号	
----	--	----	--	----	--

愛媛県（出納事務局）

〒790 8570

松山市一番町四丁目4 2

内側に送金通知書があります。

(裏)

領 収 書	収 入
表記の金額を領収しました。	
年 月 日	印 紙
住所	
氏名	印

代理人に受領させる場合は、債権者が次の委任状に代理人の氏名を記入の上、記名押印してください。

委 任 状

表記の金額を受取ることを下記の代理人に委任します。

年 月 日

(債権者)
住所
氏名
印
(代理人)
氏名

注1 用紙寸法は、縦152ミリメートル、横310ミリメートルとすること。

2 支払場所が指定金融機関又は指定代理金融機関の場合に使用すること。

様式第44号(その1)、様式第46号(その2)及び様式第47号(その1)中「農改手当」を「普及手当」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 平成17年4月に支給する給与の支給手続に係る改正後の愛媛県会計規則様式第44号(その1)、様式第46号(その2)及び様式第47号(その1)の規定の適用については、これらの規定中「普及手当」とあるのは、「農改手当」とする。

告 示

○愛媛県告示第798号

愛媛県公印規程(昭和34年愛媛県訓令第8号)第6条の規定により、知事印(専用公印)を次のとおり新設した。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

印 影	管 守 場 所	用 途	使用開始年月日
	西条地方局 今治地方局 松山地方局 八幡浜地方局 宇和島地方局	母子寡婦 福祉資金 用	平成17年 4月1日
	西条地方局 今治地方局 松山地方局 八幡浜地方局 宇和島地方局	就農計画 認定用	平成17年 4月1日
	西条地方局 今治地方局 松山地方局 八幡浜地方局 宇和島地方局	就農支援 資金用	平成17年 4月1日
	西条地方局 今治地方局 松山地方局 八幡浜地方局 宇和島地方局	漁船登録 、指定漁 船調書確 認用	平成17年 4月1日

○愛媛県告示第799号

愛媛県消費者保護審議会規程(昭和50年7月愛媛県告示第721号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

題名を次のように改める。

愛媛県消費生活審議会規程

第1条中「愛媛県消費者保護審議会」を「愛媛県消費生活審議会」に改める。

○愛媛県告示第800号

愛媛県消費者苦情処理審査会規程(昭和50年7月愛媛県告示第722号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

第6条第1項中「愛媛県消費者保護条例」を「愛媛県消費生活条例」に、「第15条第3項」を「第24条第3項」に改める。

○愛媛県告示第801号

愛媛県商品表示基準(昭和53年3月愛媛県告示第238号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

前文中「愛媛県消費者保護条例」を「愛媛県消費生活条例」に、「第11条第1項」を「第17条第1項」に改める。

○愛媛県告示第802号

愛媛県個人情報保護条例第25条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報(平成14年3月愛媛県告示第701号)の一部を次のように改正する。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

前文中「第25条第1項」を「第27条第1項」に改める。

表愛媛県職員(選考職)採用試験の項口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容の欄及び同表愛媛県臨時職員採用試験の項同欄中「総合得点及び総合順位」を「試験種目別得点、合計得点及び順位」に改め、同表狩猟免許試験の項口頭による開示請求をすることができる場所の欄中「地方局産業経済部林業課、四国中央林業課、丹原林業課、久万林業課、大洲林業課、西予林業課又は御荘林業課」を「地方局産業経済部森林林業課又は久万高原森林林業課」に改め、同表保育士試験の項を削り、同表愛媛県立保育専門学校入学試験の項の次に次のように加える。

介護支援専門員実務研修受講試験	分野別得点及び総合得点	合格発表の日から1月間	保健福祉部生きがい推進局長寿介護課
-----------------	-------------	-------------	-------------------

表改良普及員資格試験の項及び林業改良指導員資格試験の項を削る。

○愛媛県告示第803号

愛媛県工業技術センター等研究員規程を次のように定める。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県工業技術センター等研究員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛県工業技術センター、愛媛県繊維産業試験場、愛媛県紙産業研究センター又は愛媛県窯業試験場（以下「工業技術センター等」という。）が中小企業における技術開発又は技術シーズの創出を促進するために受け入れる愛媛県工業技術センター等研究員（以下「研究員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（派遣企業等の要件）

第2条 工業技術センター等に研究員の受入れを申請することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 県内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者をいう。）
- (2) 県内に主たる事務所又は事業所を有する鉱工業関係団体
- (3) 県内の大学、高等専門学校又は高等学校
- (4) 前3号に掲げるもののほか、工業技術センター等の長（以下「所長」という。）が適当と認めるもの（研究員の資格）

第3条 研究員として受け入れることのできる者は、前条各号に掲げるものに属するもの（同条第3号に掲げるものにあつては、県内の大学若しくは高等専門学校の学生若しくは大学院生又は高等学校の教諭、助教諭、講師若しくは実習助手とする。）であつて、技術者又は研究者とする。

（研究課題）

第4条 研究員の行う研究課題は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 工業技術センター等の研究課題
- (2) 研究員を派遣しようとする企業、団体、学校等（以下「企業等」という。）の研究課題であつて、工業技術センター等の研究業務と関係のあるもの

（受入期間）

第5条 研究員の受入期間は、1月以上1年以内とする。

（研究員の受入許可の申請）

第6条 研究員を派遣しようとする企業等は、受入れを希望する日の14日前までに、研究員受入許可申請書（様式第1号）に履歴書その他所長が必要と認める書類を添えて所長に提出し、その許可を受けなければならない。

（受入許可）

第7条 所長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、受入れの可否を決定し、その結果を研究員受入審査結果通知書により当該申請をした企業等に通知するものとする。

（誓約）

第8条 研究員の受入れを許可された企業等（以下「派遣企業等」という。）は、速やかに誓約書（様式第2号）を所長に提出しなければならない。

（研究）

第9条 研究員は、所長の指名した工業技術センター等の研究担当職員（以下「研究担当者」という。）の指導により研究を行わなければならない。

2 研究員は、研究の実施について、所長及び研究担当者の指示に従わなければならない。

3 研究員は、研究担当者から研究の進捗状況等について求めがあれば、遅滞なくその状況等を報告しなければならない。

（研究費用）

第10条 派遣企業等は、第4条第2号の研究課題の研究に係る費用として、当該研究に係る愛媛県工業技術センター等の使用料及び手数料条例（昭和30年愛媛県条例第26号）及び愛媛県工業技術センター等の使用料及び手数料条例施行規則（昭和30年愛媛県規則第42号）に基づく使用料及び手数料、原材料費、消耗品費その他の費用を負担しなければならない。ただし、所長が認める場合は、この限りではない。

（身分、服務等）

第11条 研究員の身分は、派遣企業等に属し、給与、旅費その他の給付は、派遣企業等が支給する。

2 研究員は、県の定めた服務規律に従わなければならない。

3 研究員は、常に所長及び研究担当者の指導の下に全力を挙げて研究に専念しなければならない。

（損害賠償）

第12条 研究員が故意又は過失により、県又は第三者に損害を与えたときは、派遣企業等及び研究員は、連帯してその損害を賠償しなければならない。

（事故の責任）

第13条 受入期間中における研究員の事故については、県は、一切その責任を負わないものとする。

（研究成果の取扱）

第14条 研究成果の公表及び知的財産権の帰属等については、所長と研究員及び派遣企業等が協議の上、決定するものとする。

（守秘義務）

第15条 派遣企業等及び研究員は、受入期間中の研究内容及び受入期間中に知り得た工業技術センター等の研究状況等に関する一切の秘密事項について、所長の許可を得ないで他に漏らしてはならない。研究員を辞したときも同様とする。

（受入期間の変更）

第16条 派遣企業等は、研究員の研究の継続その他の理由により受入期間の延長を希望するときは、希望する日の14日前までに、研究員受入期間延長許可申請書（様式第3号）を所長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 派遣企業等は、研究員の病気その他の理由により受入期間の短縮を希望するときは、希望する日の7日前までに、研究員受入期間短縮届出書（様式第4号）を所長に提出しなければならない。

3 第7条の規定は第1項の規定による申請書の提出があつた場合について、第8条の規定は同項の規定による許可を受けた場合について準用する。

（受入許可の取消し）

第17条 所長は、派遣企業等又は研究員が次の各号のいずれかに該当するときは、研究員の受入許可を取り消すことができる。

- (1) 派遣企業等が第8条に規定する研究員の誓約書を提出

しなかったとき。

- (2) 研究員が服務規程に違反し、又は所長及び研究担当者の指示に従わなかったとき。
 - (3) 派遣企業等及び研究員が第12条に規定する損害賠償を履行しないとき。
 - (4) 派遣企業等又は研究員が第15条の規定に違反して秘密を漏らしたとき。
 - (5) 研究員が社会的にふさわしくない行為を行ったとき。
- 2 所長は、前項の規定により受入許可を取り消したときは、その旨を研究員受入許可取消通知書により派遣企業等及び研究員に通知するものとする。
- (受入れの中止)

第18条 所長は、天災その他やむを得ない理由により研究員の受入れが困難になったときは、受入れを中止することができる。

- 2 所長は、前項の規定により受入れを中止したときは、その理由を付して、文書により派遣企業等及び研究員に通知するものとする。
- (研究の中止)

第19条 派遣企業等は、研究員の受入期間中、やむを得ない理由により派遣を中止しようとするときは、中止しようとする日の7日前までに研究中止届出書(様式第5号)を所長に提出しなければならない。

(研究の終了)

第20条 研究員は、研究が終了したときは、速やかに研究報告書を所長に提出しなければならない。

(その他)

第21条 この規程に定めるもののほか、研究員の受入れに関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 愛媛県工業技術センター客員研究員規程(昭和60年4月1日告示第712号)は、廃止する。

様式第1号(第6条関係) 研究員受入許可申請書

研究員受入許可申請書	
年 月 日	
(愛媛県工業技術センター等の長) 殿	
所 在 地	
派遣企業名	
代表者氏名 ㊟	
研究員の住所 及び氏名	
受入れを希望 する理由	
受入希望期間	年 月 日から 年 月 日まで
研究課題 (内容)	

注 履歴書その他所長が必要と認める書類を添付すること
。

様式第2号(第8条関係)誓約書

誓 約 書

年 月 日

(愛媛県工業技術センター等の長) 殿

派遣企業所在地

派遣企業名

代表者氏名

研究員氏名

㊟

私は、 年 月 日から 年 月 日までの間、(研究
実施機関名)への受け入れに関し、愛媛県工業技術センタ
ー等研究員規程(平成17年4月愛媛県告示第803号)を遵
守し、受入期間中は研究に専念するとともに、県に対して
決して迷惑をかけないことを誓約します。

様式第3号(第16条関係) 研究員受入期間延長許可申請書

研究員受入期間延長許可申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> (愛媛県工業技術センター等の長) 殿 所 在 地 派遣企業名 代表者氏名 ㊟					
研究員の住所 及び氏名					
研究課題					
受入期間 の変更	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">変更前</td> <td style="padding: 5px;"> 年 月 日から 年 月 日まで </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">変更後</td> <td style="padding: 5px;"> 年 月 日から 年 月 日まで </td> </tr> </table>	変更前	年 月 日から 年 月 日まで	変更後	年 月 日から 年 月 日まで
変更前	年 月 日から 年 月 日まで				
変更後	年 月 日から 年 月 日まで				
延長する理由					

様式第4号(第16条関係) 研究員受入期間短縮届出書

研究員受入期間短縮届出書		年 月 日
(愛媛県工業技術センター等の長) 殿		
所在地		
派遣企業名		
代表者氏名 ㊟		
研究員の住所 及び氏名		
研究課題		
受入期間 の変更	変更前	年 月 日から 年 月 日まで
	変更後	年 月 日から 年 月 日まで
短縮する理由		

様式第5号(第19条関係) 研究中止届出書

研究中止届出書	
年 月 日	
(愛媛県工業技術センター等の長) 殿	
派遣企業所在地	
派遣企業名	
代表者氏名 ㊟	
研究員の住所 及び氏名	
研究課題	
許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
中止する理由	
備考	

○愛媛県告示第804号

愛媛県工業技術センター等研修生規程を次のように定める。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県工業技術センター等研修生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛県工業技術センター、愛媛県繊維産業試験場、愛媛県紙産業研究センター又は愛媛県窯業試験場(以下「工業技術センター等」という。)が中小企業の技術習得及び技術力の向上を図るために受け入れる愛媛県工業技術センター等研修生(以下「研修生」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(派遣企業等の要件)

第2条 工業技術センター等に研修生の受入れを申請することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 県内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当する者をいう。)
- (2) 県内に主たる事務所又は事業所を有する鉱工業関係団体
- (3) 県内の大学、高等専門学校又は高等学校
- (4) 前3号に掲げるもののほか、工業技術センター等の長(以下「所長」という。)が適当と認めるもの

(研修生の資格)

第3条 研修生として受け入れることのできる者は、前条各号に掲げるものに属するもの(同条第3号に掲げるものにあつては、県内の大学若しくは高等専門学校の学生若しくは大学院生又は高等学校の教諭、助教諭、講師若しくは実習助手とする。)とする。

(研修テーマ)

第4条 研修生の行う研修テーマは、工業技術センター等有する技術又は保有する施設若しくは設備を利用するものであつて、工業技術センター等の業務と関係のあるものとする。

(受入期間)

第5条 研修生の受入期間は、5日以上6ヶ月以内とする。

(研修生の受入許可の申請)

第6条 研修生を派遣しようとする企業、団体、学校等(以下「企業等」という。)は、受入れを希望する日の14日前までに、研修生受入許可申請書(様式第1号)に履歴書その他所長が必要と認める書類を添えて所長に提出し、その許可を受けなければならない。

(受入許可)

第7条 所長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、受入れの可否を決定し、その結果を研修生受入審査結果通知書により当該申請をした企業等に通知するものとする。

(誓約)

第8条 研修生の受入れを許可された企業等(以下「派遣企業等」という。)は、速やかに誓約書(様式第2号)を所長に提出しなければならない。

(研修)

第9条 研修生は、所長の指名した工業技術センター等の研修担当職員(以下「研修担当者」という。)の指導により研修を行わなければならない。

2 研修生は、研修の実施について、所長及び研修担当者の指示に従わなければならない。

3 研修生は、研修担当者から研修の進ちょく状況等について求めがあれば、遅滞なくその状況等を報告しなければならない。

(研修費用)

第10条 派遣企業等は、研修に係る費用として、当該研修に係る愛媛県工業技術センター等の使用料及び手数料条例(昭和30年愛媛県条例第26号)及び愛媛県工業技術センター等の使用料及び手数料条例施行規則(昭和30年愛媛県規則第42号)に基づく使用料及び手数料、原材料費、消耗品費その他の費用を負担しなければならない。ただし、所長が認める場合は、この限りではない。

(身分、服務等)

第11条 研修生の身分は、派遣企業等に属し、給与、旅費その他の給付は、派遣企業等が支給する。

2 研修生は、県の定めた服務規律に従わなければならない。

3 研修生は、常に所長及び研修担当者の指導の下に全力を挙げて研修に専念しなければならない。

(損害賠償)

第12条 研修生が故意又は過失により、県又は第三者に損害を与えたときは、派遣企業等及び研修生は、連帯してその損害を賠償しなければならない。

(事故の責任)

第13条 受入期間中における研修生の事故については、県は、一切その責任を負わないものとする。

(受入期間の変更)

第14条 派遣企業等は、研修生の研修の継続その他の理由により受入期間の延長を希望するときは、希望する日の14日前までに、研修生受入期間延長許可申請書(様式第3号)を所長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 派遣企業等は、研修生の病気その他の理由により受入期間の短縮を希望するときは、希望する日の7日前までに、研修生受入期間短縮届出書(様式第4号)を所長に提出しなければならない。

3 第7条の規定は第1項の規定による申請書の提出があつた場合について、第8条の規定は同項の規定による許可を受けた場合について準用する。

(受入許可の取消し)

第15条 所長は、派遣企業等又は研修生が次の各号のいずれかに該当するときは、研修生の受入許可を取り消すことができる。

- (1) 派遣企業等が第8条に規定する研修生の誓約書を提出しなかったとき。
- (2) 研修生が服務規程に違反し、又は所長及び研修担当者の指示に従わなかったとき。
- (3) 派遣企業等及び研修生が第12条に規定する損害賠償を履行しないとき。

- (4) 研修生が社会的にふさわしくない行為を行ったとき。
- 2 所長は、前項の規定により受入許可を取り消したときは、その旨を研修生受入許可取消通知書により派遣企業等及び研修生に通知するものとする。

(受入れの中止)

第16条 所長は、天災その他やむを得ない理由により研修生の受入れが困難になったときは、受入れを中止することができる。

- 2 所長は、前項の規定により受入れを中止したときは、その理由を付して、文書により派遣企業等及び研修生に通知するものとする。

(研修の終了)

第17条 研修生は、研修が終了したときは、速やかに研修報告書を所長に提出しなければならない。ただし、短期間の研修の場合は、この限りではない。

- 2 所長は、研修生が所定の研修を修了したと認め、かつ、必要な場合は、修了証書を交付するものとする。ただし、短期間の研修の場合は、この限りではない。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、研修生の受入れに関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 愛媛県工業技術センター研究生規程（昭和39年4月21日告示第360号）及び愛媛県繊維産業試験場研究生規程（昭和39年4月21日告示第361号）は、廃止する。

様式第1号(第6条関係)研修生受入許可申請書

研 修 生 受 入 許 可 申 請 書 年 月 日 (愛 媛 県 工 業 技 術 セ ン タ ー 等 の 長) 殿 所 在 地 派 遣 企 業 名 代 表 者 氏 名 ㊟	
研 修 生 の 住 所 及 び 氏 名	
受 入 れ を 希 望 す る 理 由	
受 入 希 望 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
研 修 テ ー マ (内 容)	

注 履 歴 書 そ の 他 所 長 が 必 要 と 認 め る 書 類 を 添 付 す る こ と
 。

様式第2号(第8条関係)誓約書

誓 約 書

年 月 日

(愛 媛 県 工 業 技 術 セ ン タ ー 等 の 長) 殿

派 遣 企 業 所 在 地

派 遣 企 業 名

代 表 者 氏 名

研 修 生 氏 名

⑩

私は、 年 月 日から 年 月 日までの間、(研修
実施機関名) への受け入れに関し、愛媛県工業技術セン
ター等研修生規程(平成17年4月愛媛県告示第804号)を遵
守し、受入期間中は研修に専念するとともに、県に対して
決して迷惑をかけないことを誓約します。

様式第3号（第14条関係）研修生受入期間延長許可申請書

研修生受入期間延長許可申請書

年 月 日

(愛媛県工業技術センター等の長) 殿

所在地

派遣企業名

代表者氏名



研修生の住所 及び氏名		
研修テーマ		
受入期間 の変更	変更前	年 月 日から 年 月 日まで
	変更後	年 月 日から 年 月 日まで
延長する理由		

様式第4号(第14条関係)研修生受入期間短縮届出書

研修生受入期間短縮届出書 年 月 日 (愛媛県工業技術センター等の長) 殿 所在地 派遣企業名 代表者氏名 ㊟	
研修生の住所 及び氏名	
研修テーマ	
受入期間 の変更	変更前 年 月 日から 年 月 日まで
	変更後 年 月 日から 年 月 日まで
短縮する理由	

訓 令

○愛媛県訓令第1号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
労 働 委 員 会 事 務 局

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

愛媛県職員被服等貸与規程（昭和54年愛媛県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1 2の部制服（夏）の項貸与期間の欄、同部略帽（夏）の項同欄、同部略帽（冬）の項同欄、同部ネクタイの項同欄、同部手袋の項同欄及び同部バンドの項同欄中「2年」を「3年」に改める。

別表第2 4の部(1)の項貸与対象者の欄中「、宇和島地方局御荘福祉課」を削り、同部(3)の項同欄中「土地改良課」を「農村整備課」に改め、同表26の部を削り、同表25の部同欄中「地方局農政課」を「地方局農政普及課」に、「中山間対策業務又は」を「中山間対策業務、」に改め、「検査の業務」の下に「、実地指導業務又は土壌サンプリング調査業務」を加え、同部を同表26の部とし、同表中11の部から24の部までを1ずつ繰り下げ、同表10の部同欄中「産業廃棄物関係業務」の下に「又は一般廃棄物関係業務」を加え、同部を同表11の部とし、同表中9の部を10の部とし、8の部を9の部とし、同表7の部作業服の項貸与期間の欄中「2年」を「3年」に改め、同部を同表8の部とし、同表6の部防寒用インナーシューズの項同欄、同部雨がっぱの項同欄、同部ゴム長靴の項同欄、同部防じんマスクの項同欄及び同部保護メガネの項同欄中「2年」を「3年」に改め、同部を同表7の部とし、同表5の部の次に次のように加える。

6 私学文書課に勤務する職員のうち、文書の収受及び印刷並びに編さん及び保存の業務に従事するもの	作業服	1	年間	2年	
---	-----	---	----	----	--

別表第2 28の部貸与対象者の欄中「又は病害虫発生現地調査業務」を「、病害虫発生現地調査業務又は実地指導業務」に改め、同部中

じか足袋	2	年間	2年		
じか足袋	2	年間	2年	実地指導業務に従事する職員を除く。	に改め、
作業靴	1	年間	2年	実地指導業務に従事する職員に限る。	

同表29の部同欄及び同部ヘルメットの項備考の欄中「土地改良課」を「農村整備課」に改め、同部安全靴の項同欄中「土

地改良課又は出張所土地改良課」を「農村整備課」に改め、同表35の部貸与対象者の欄中「又は地方局林業課」を「、地方局森林林業課又は林業技術センター」に改め、同表38の部中

作業靴	1	年間	2年		に改める
作業靴	1	年間	2年		
防じんゴーグル	1	年間	3年	漁船検査業務に従事する職員に限る。	

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則1-5

人事委員会が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を次のように定める。

平成17年4月1日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

人事委員会が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

人事委員会が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関し必要な事項については、知事等が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年愛媛県規則第26号）の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則1-6

愛媛県人事委員会規則の分類に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年4月1日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

愛媛県人事委員会規則の分類に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県人事委員会規則の分類に関する規則（愛媛県人事委員会規則1-1）の一部を次のように改正する。

第1項中「14-0の系列 職権行使」を「14-0の系列 15-0の系列

職権行使 苦情処理」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則2-17

愛媛県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年4月1日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬 道 和

愛媛県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則（愛媛県人事委員会規則2-1）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条第3項」の下に「及び第4項」を加え、「基き」を「基づき」に改める。

第2条中第25号を第26号とし、第11号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 職員の苦情の処理に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則2-18

愛媛県人事委員会議事規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年4月1日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬 道 和

愛媛県人事委員会議事規則等の一部を改正する規則

（愛媛県人事委員会議事規則の一部改正）

第1条 愛媛県人事委員会議事規則（愛媛県人事委員会規則2-0）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条第4項」を「第11条第5項」に、「基き」を「基づき」に改める。

（職員の条件附任用の期間の延長に関する規則の一部改正）

第2条 職員の条件附任用の期間の延長に関する規則（愛媛県人事委員会規則6-0）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条第4項」を「第8条第5項」に、「基き」を「基づき」に改める。

（職員の臨時的任用に関する規則の一部改正）

第3条 職員の臨時的任用に関する規則（愛媛県人事委員会規則6-1）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条第4項」を「第8条第5項」に、「基き」を「基づき」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則3-19

愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年4月1日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬 道 和

愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

愛媛県人事委員会事務局処務規則（愛媛県人事委員会規則3-1）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条第7項」を「第12条第8項」に、「基き」を「基づき」に改める。

第3条の表総務課の項第18号中「係」を「課」に改め、同号を同項第19号とし、同項中第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、同項第15号中「及び共済制度」を削り、同号を同項第16号とし、同項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 職員の苦情の処理に関すること。

第3条の表採用給与課の項第1号中「事項」を「事務」に改め、同項第2号中「人事行政」を「人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃」に、「事項」を「事務」に改め、同項第3号中「事項」を「事務」に改め、同項中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第7号中「に関する総合的企画」を削り、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に関する総合的企画」を削り、同号を同項第7号とし、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 給与その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会及び長に対し勧告する事務に関すること。

第11条第6号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則6-170

一般職の任期付職員の採用等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年4月1日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬 道 和

一般職の任期付職員の採用等に関する規則等の一部を改正する規則

（一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正）

第1条 一般職の任期付職員の採用等に関する規則（愛媛県人事委員会規則6-162）の一部を次のように改正する。

第2条中「第4条第1項」を「第7条第1項」に改める。

。

第3条中「第4条第4項」を「第7条第4項」に改める。

。

（職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部改正）

第2条 職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-1）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第34条の6の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改め、同条中「定められた再任用短時間勤務職員」の下に「又は任期付短時間勤務職員」を、「規定する再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

（職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部改正）

第3条 職員の通勤手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-65）の一部を次のように改正する。

第8条の2の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

(期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部改正)

第4条 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-204)の一部を次のように改正する。

第3条第2号及び第3号中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第5条中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に、「もつとも」を「最も」に改める。

第5条の4中「第4条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第6条第2項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第26条の2第1項の規定による修学部分休業の承認又は法第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間については、その2分の1の期間

第12条第2項中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第26条の2第1項の規定による修学部分休業の承認又は法第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間

別表第1任期付職員条例第4条第1項に規定する給料表の項給料表の欄及び備考1中「第4条第1項」を「第7条第1項」に改める。

(教職調整額の支給方法等に関する規則の一部改正)

第5条 教職調整額の支給方法等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-389)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「再任用短時間勤務教育職員」を「短時間勤務教育職員」に改める。

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第6条 義務教育等教員特別手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-471)の一部を次のように改正する。

第2条中「(以下「再任用短時間勤務教育職員」という。)」を削り、「規定する再任用短時間勤務教育職員」の下に「及び任期付短時間勤務教育職員」を加える。

(教育職員の給料の調整額に関する規則の一部改正)

第7条 教育職員の給料の調整額に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-562)の一部を次のように改正する。

「再任用短時間勤務教育職員」を「短時間勤務教育職員」に改め、「規定する再任用短時間勤務教育職員」の下に「及び任期付短時間勤務教育職員」を加え、「(再任用短時間勤務教育職員)を(短時間勤務教育職員)に改める。

(管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)

第8条 管理職員特別勤務手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-805)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第4条第1項」を「第7条第1項」に改め、同号ア中「第4条第3項」を「第7条第3項」に改め、同条第2項第3号中「第4条第1項」を「第7

条第1項」に改め、同号ア中「第4条第3項」を「第7条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7-1006

農林漁業改良普及手当の支給等に関する規則及び愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年4月1日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬道和

農林漁業改良普及手当の支給等に関する規則及び愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

(農林漁業改良普及手当の支給等に関する規則の一部改正)

第1条 農林漁業改良普及手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-225)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農林漁業普及指導手当の支給等に関する規則

第1条中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。

第2条中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に、「もつばら」を「専ら」に改め、同条第1号中「第14条の2第1項」を「第8条第1項」に、「専門技術員 農業改良助長法第14条の2第2項及び第3項」を「普及指導員 同条第2項各号」に改め、同条第2号中「林業専門技術員 森林法第187条第2項」を「林業普及指導員 同条第2項各号」に改め、同条第3号中「とともに、第6号に掲げる水産業に係る職員を指導する」を「こと又は水産業を行い、若しくはこれに従事する者に接して、水産業に関する技術及び知識を普及指導する」に改め、「常勤の」を削り、同条第4号から第6号までを削る。

第3条中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。

第4条を削る。

第5条中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「農林漁業改良普及手当支給確認明細書」を「農林漁業普及指導手当支給確認明細書」に改め、同条を第5条とする。

別表(1)中「水産業専門技術員資格試験」を「水産業普及指導員資格試験」に改め、同表(2)中「専門技術員若しくは普及員」を「普及指導員」に改める。

別記様式中「別記様式」を「別記様式(第5条関係)」に、「農林漁業改良普及手当支給確認明細書」を「農林漁業普及指導手当支給確認明細書」に、

「 支 給 額 」		を	「 支 給 額 」	
(A) × $\frac{8}{100}$	(A) × $\frac{12}{100}$		(A) × $\frac{6}{100}$	
				に改め、同様式

備考1中「それぞれ」を「、それぞれ」に改め、同様式備考2中「翌月」を「、翌月」に、「所属長」を「、所属長」に改め、同様式備考3中「農林漁業改良普及手当」を「、農林漁業普及指導手当」に改める。

(愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部改正)

第2条 愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-479)の一部を次のように改正する。

第5条第3項、様式第5号及び様式第9号中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行前に第1条の規定による改正前の農林漁業改良普及手当の支給等に関する規則(以下「旧規則」という。)別表(1)の水産業専門技術員資格試験に合格した者は、同条の規定による改正後の農林漁業普及指導手当の支給等に関する規則(以下「新規則」という。)別表(1)の水産業普及指導員資格試験に合格した者とみなす。
- 3 この規則の施行前に旧規則別表(2)の専門技術員又は普及員であった者についての新規則別表(2)の適用については、同表(2)中「普及指導員」とあるのは、「普及指導員、専門技術員若しくは普及員」とする。
- 4 この規則施行の際現にある旧規則別記様式並びに第2条の規定による改正前の愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則様式第5号及び様式第9号の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県人事委員会規則7-1007

産業教育手当の支給を受ける実習助手の範囲を定める規則及び定時制通信教育手当の支給を受ける実習助手の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年4月1日

愛媛県人事委員会
委員長 稲瀬 道 和

産業教育手当の支給を受ける実習助手の範囲を定める規則及び定時制通信教育手当の支給を受ける実習助手の範囲を定める規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「大学入学資格検定期程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者」を「高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定期程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)」に改める。

- (1) 産業教育手当の支給を受ける実習助手の範囲を定める規則(愛媛県人事委員会規則7-72)第2条第1号
- (2) 定時制通信教育手当の支給を受ける実習助手の範囲を定める規則(愛媛県人事委員会規則7-106)第2条第1号

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7-1008

住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年4月1日

愛媛県人事委員会
委員長 稲瀬 道 和

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-459)の一部を次のように改正する。

別記様式裏記入上の注意7中「不動産登記簿謄本等」を「登記事項証明書等」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現にある改正前の住居手当に関する規則別記様式の規定による住居届兼住居手当認定・確認簿の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県人事委員会規則12-49

職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年4月1日

愛媛県人事委員会
委員長 稲瀬 道 和

職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12-1)の一部を次のように改正する。

第1条の3第1項の表(18)の項事由の欄中「配偶者」の下に「(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。(19)の項において同じ。)」を加え、同項期間の欄中「2日」を「3日」に改め、同表中(23)の項を(24)の項とし、(19)の項から(22)の項までを1ずつ繰り下げ、同表(18)の項の次に次のように加える。

(19) 職員の配偶者が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するとき(18)の項に定める場合を除く。)	配偶者の出産予定日を起算日とする8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から出産日の翌日を起算日とする8週間後の日までの間における5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
--	---

第1条の3第2項の表事由の欄中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「再任用

短時間勤務職員に対する」を「短時間勤務職員に対する」に、「(12)の項及び(20)の項」を「(12)の項、(19)の項及び(21)の項」に改め、同項第1号中「(12)の項」の下に「及び(19)の項」を加え、「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「(20)の項」を「(21)の項」に、「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改め、同項第3号及び第4号中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第1条の4中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項及び第4項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第4条第1項中「第6条第1項」の下に「若しくは地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。）第4条若しくは第5条」を加え、同条第2項の算式中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第4条の2第2項の算式中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第4条の3中「又は法第28条の4」を「若しくは法第28条の4」に改め、「される職員」の下に「又は任期付職員法第4条若しくは第5条の規定による採用後の勤務が同法第4条若しくは第5条若しくは第7条第2項の規定に基づき定められた任期の満了による退職以前の勤務と継続するものとされる職員」を加える。

第4条の4中「の条例第8条の2並びに」を「及び任期付職員法第4条若しくは第5条の規定により任期を定めて採用された職員の」に改め、「(12)の項」の下に「、(19)の項」を加え、「(20)の項」を「(21)の項」に改める。

第4条の5第2項を次のように改める。

2 第3条第4項の規定にかかわらず、短時間勤務職員について、1時間を単位として与えた子の看護の際の休暇を日に換算する場合の算定に関し必要な事項は、他の職員との権衡を考慮し人事委員会が定める。

第11条第1項及び第2項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第12条の5中「（前条第1項）の下に「第3号及び」を加え、「、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と」を削る。

第12条の9中「前条第1項第4号及び」を「前条第1項第3号及び第4号並びに」に改め、「、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と」を削り、「から第3号まで」を「又は第2号」に改める。

（教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部改正）

第2条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則（愛媛県人事委員会規則12-4）の一部を次のように改正する。

第2条の3第1項の表(17)の項事由の欄中「配偶者」の下に「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。(18)の項において同じ。）」を加え、同項期間の欄中「2日」を「3日」に改め、同表中(22)の項を(23)の項とし、(18)の項から(21)の項までを1ずつ繰り下げ

、同表(17)の項の次に次のように加える。

<p>(18) 職員の配偶者が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するとき（(17)の項に定める場合を除く。）</p>	<p>配偶者の出産予定日を起算日とする8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から出産日の翌日を起算日とする8週間後の日までの間における5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</p>
--	--

第2条の3第2項の表事由の欄中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「再任用短時間勤務職員に対する」を「短時間勤務職員に対する」に、「(11)の項及び(19)の項」を「(11)の項、(18)の項及び(20)の項」に改め、同項第1号中「(11)の項」の下に「及び(18)の項」を加え、「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「(19)の項」を「(20)の項」に、「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改め、同項第3号及び第4号中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第2条の4中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第3条第3項中「第6条第1項」の下に「若しくは地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。）第4条若しくは第5条」を加え、同条第5項中「又は法第28条の4」を「若しくは法第28条の4」に改め、「される職員」の下に「又は任期付職員法第4条若しくは第5条の規定による採用後の勤務が同法第4条若しくは第5条若しくは第7条第2項の規定に基づき定められた任期の満了による退職以前の勤務と継続するものとされる職員」を加える。

第4条第1項及び第3項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第4条の2中「の条例第9条の2並びに」を「及び任期付職員法第4条若しくは第5条の規定により任期を定めて採用された職員の」に改め、「(11)の項」の下に「、(18)の項」を加え、「(19)の項」を「(20)の項」に改める。

第4条の3第2項を次のように改める。

2 第4条第3項の規定にかかわらず、短時間勤務職員について、1時間を単位として与えられた子の看護の際の休暇を日に換算する場合の計算に関し必要な事項は、他の職員との権衡を考慮し人事委員会が定める。

第11条第1項及び第2項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第12条の5中「（前条第1項）の下に「第3号及び」を加え、「、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と」を削る。

第12条の9中「前条第1項第4号及び」を「前条第1項第3号及び第4号並びに」に改め、「、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と」を削り、「から第3号まで」を「又は第2号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行日前に与えられた第1条の規定による改正前の職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則第1条の3第1項の表⁽¹⁸⁾の項に規定する有給休暇は、第1条の規定による改正後の職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則第1条の3第1項の表⁽¹⁸⁾の項に規定する有給休暇に含まれるものとする。

(教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

3 この規則の施行日前に与えられた第2条の規定による改正前の教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則第2条の3第1項の表⁽¹⁷⁾の項に規定する有給休暇は、第2条の規定による改正後の教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則第2条の3第1項の表⁽¹⁷⁾の項に規定する有給休暇に含まれるものとする。

○愛媛県人事委員会規則12 - 50

職員の修学部分休業に関する規則を次のように定める。

平成17年4月1日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

職員の修学部分休業に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の修学部分休業に関する条例(平成17年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。)第3条第1項及び第5条の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業の承認の申請手続等)

第2条 修学部分休業の承認の申請は、修学部分休業を始めるようとする日の1月前までに、修学部分休業承認申請書(様式第1号)に教育施設の入学を証明する書類を添付して行うものとする。ただし、合格発表前に申請を行う場合には、教育施設の入学を証明する書類を添付することを要しない。この場合にあつては、合格発表後、遅滞なく教育施設の入学を証明する書類を提出しなければならない。

2 任命権者は、修学部分休業の承認の申請について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(条例第3条第1項の人事委員会規則で定める手当)

第3条 条例第3条第1項の人事委員会規則で定める手当は、特殊勤務手当(月額で支給する手当に限る。)とする。

(給与の減額)

第4条 条例第3条第1項の規定により減額すべき給与額(以下「減額すべき給与額」という。)は、その給与期間の勤務しなかった全時間数によって計算する。この場合において、1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

第5条 減額すべき給与額は、その給与期間の分の給料(給料の調整額及び教職調整額を含む。以下同じ。)に対応する額、調整手当に対応する額、管理職手当に対応する額、定時制通信教育手当に対応する額、産業教育手当に対応する額、農林漁業普及指導手当に対応する額、義務教育等教

員特別手当に対応する額、初任給調整手当に対応する額及び第3条に規定する手当に対応する額を、それぞれその次の給与期間以降の給料、調整手当、管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別手当、初任給調整手当及び同条に規定する手当から差し引くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、離職、休職、停職及び専従許可(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条の2第1項ただし書に規定する許可をいう。)の場合において、減額すべき給与額が給料、調整手当、管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別手当、初任給調整手当及び第3条に規定する手当から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から当該減額すべき給与額を差し引くことができる。

(端数計算)

第6条 条例第3条第1項の規定により勤務しない1時間につき減すべき額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(届出)

第7条 修学部分休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、修学状況変更届(様式第2号)に、第1号に掲げる場合にあつては変更の内容が確認できる書類を添付の上、任命権者に届け出なければならない。

- (1) 修学部分休業に係る教育施設の課程に変更があつた場合
- (2) 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学した場合
- (3) 修学部分休業に係る教育施設の課程を休学した場合
- (4) その他修学部分休業の承認の内容に変更があつた場合

2 第2条第2項の規定は、前項の届出があつた場合について準用する。

(報告)

第8条 任命権者は、必要があると認めるときは、修学部分休業をしている職員に対し、修学の状況に関し報告を求めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係) 修学部分休業承認申請書

(表)

修学部分休業承認申請書		年 月 日
任命権者殿		申請者 所属 氏名
		(印)
教育施設名	通学時間 (職場～教育施設)	時間 分
修学内容等		
申請期間	年 月 日から 年 月 日まで	
休業時間	年 月 日から 年 月 日まで	
	日	時 分～時 分 木
	月	時 分～時 分 金
	火	時 分～時 分 土
	水	時 分～時 分
	年 月 日から 年 月 日まで	
	日	時 分～時 分 木
	月	時 分～時 分 金
	火	時 分～時 分 土
	水	時 分～時 分
	年 月 日から 年 月 日まで	
	日	時 分～時 分 木
	月	時 分～時 分 金
	火	時 分～時 分 土
	水	時 分～時 分
	年 月 日から 年 月 日まで	
	日	時 分～時 分 木
	月	時 分～時 分 金
	火	時 分～時 分 土
	水	時 分～時 分
備考		
記載上の注意		
1 合格発表前に申請を行う場合には、「備考」欄に合格発表日を記入すること。		
2 「修学内容等」欄は、修学内容及び修学によりどのような公務に関する能力の向上をどのように図ろうとするかを記入すること。		
3 「休業時間」欄は、申請期間の全期間又は確定している期間について記入すること。		
4 「備考」欄は、夏休み等の休校期間等修学部分休業を取得する必要がない期間がある場合には、その旨及び期間を記入すること。		
5 裏面は、承認された休業時間の一部を取り消した場合に記入すること。		

注1 申請に係る教育施設の入学を証明する書類(合格通知、教育施設が発行する入学証明書等)を添付すること(写しでも可)。

2 入学後、在学証明書及びカリキュラム予定表を提出すること(写しでも可)。

3 合格発表前に申請を行う場合には、合格発表後、遅滞なく教育施設の入学を証明する書類を提出すること(写しでも可)。

(裏)

月日	休業の承認を取り消した時間		時間数	申請者 印	任命権 者印	備 考
	午前	午後				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			

様式第2号(第7条関係) 修学状況変更届

修学状況変更届

年 月 日

任命権者殿

所属
届出者 職名
氏名

印

1 届出の事由

修学部分休業に係る教育施設の課程に変更があった

変更前	変更後

修学部分休業に係る教育施設の課程を退学した

修学部分休業に係る教育施設の課程を休学した

その他修学部分休業の承認の内容に変更があった

変更した事項	変更前	変更後

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

注 のある欄は、該当のものにレ印を付けること。

○愛媛県人事委員会規則12 - 51

職員の高齢者部分休業に関する規則を次のように定める。

平成17年4月1日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

職員の高齢者部分休業に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の高齢者部分休業に関する条例(平成17年愛媛県条例第3号。以下「条例」という。)第3条第1項及び第7条の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認の申請手続)

第2条 高齢者部分休業の承認の申請は、高齢者部分休業を始めようとする日の1月前までに、高齢者部分休業承認申請書(様式第1号)により行うものとする。

(条例第3条第1項の人事委員会規則で定める手当)

第3条 条例第3条第1項の人事委員会規則で定める手当は、特殊勤務手当(月額で支給する手当に限る。)とする。

(給与の減額)

第4条 条例第3条第1項の規定により減額すべき給与額(以下「減額すべき給与額」という。)は、その給与期間の勤務しなかった全時間数によって計算する。この場合において、1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

第5条 減額すべき給与額は、その給与期間の分の給料(給料の調整額及び教職調整額を含む。以下同じ。)に対応する額、調整手当に対応する額、管理職手当に対応する額、定時制通信教育手当に対応する額、産業教育手当に対応する額、農林漁業普及指導手当に対応する額、義務教育等教員特別手当に対応する額、初任給調整手当に対応する額及び第3条に規定する手当に対応する額を、それぞれその次の給与期間以降の給料、調整手当、管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別手当、初任給調整手当及び同条に規定する手当から差し引くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、離職、休職、停職及び専従許可(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条の2第1項ただし書に規定する許可をいう。)の場合において、減額すべき給与額が給料、調整手当、管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別手当、初任給調整手当及び第3条に規定する手当から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から当該減額すべき給与額を差し引くことができる。

(端数計算)

第6条 条例第3条第1項の規定により勤務しない1時間につき減すべき額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(休業時間の延長の申請手続)

第7条 高齢者部分休業の休業時間の延長の申請は、高齢者部分休業の休業時間を延長しようとする日の1月前までに

、高齢者部分休業時間延長承認申請書(様式第2号)により行うものとする。

(休業時間帯の変更の届出等)

第8条 高齢者部分休業をしている職員は、週休日又は勤務時間の割振りの基準を異にして異動した場合において、当該承認を受けた休業時間帯を変更する必要があるときは、遅滞なく、高齢者部分休業時間変更届(様式第3号)により届け出なければならない。

2 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る高齢者部分休業時間帯の変更を承認することができる。

3 前条の規定は、前項の高齢者部分休業時間帯の変更の申請について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係) 高齢者部分休業承認申請書
(表)

高 齢 者 部 分 休 業 承 認 申 請 書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div>					
任 命 権 者 殿 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 所 属 申請者 職 名 氏 名 ㊟ </div>					
申請期間	年 月 日から 年 月 日まで (当該職員の定年退職日)				
休業時間	日	時 分 ~ 時 分	木	時 分 ~ 時 分	
	月	時 分 ~ 時 分	金	時 分 ~ 時 分	
	火	時 分 ~ 時 分	土	時 分 ~ 時 分	
	水	時 分 ~ 時 分			
	1週間当たりの休業時間数				時間 分
申請理由					

(裏)

月日	休業の承認を取り消した時間				時間数	申請者 印	任命権 者印	備 考
	午前		午後					
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			

注 裏面は、承認された休業時間の一部を取り消した場合に記入すること。

様式第2号(第7条、第8条関係) 高齢者部分休業時間延長(変更)承認申請書

<p style="text-align: center;">高齢者部分休業時間延長(変更)承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>任命権者殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 所属 職名 氏名 ㊟</p>						
申請期間		<p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</p> <p style="text-align: center;">(当該職員の定年退職日)</p>				
休 業 時 間	延長 (変更) 前	日	時 分 ~	時 分	木	時 分 ~ 時 分
		月	時 分 ~	時 分	金	時 分 ~ 時 分
		火	時 分 ~	時 分	土	時 分 ~ 時 分
		水	時 分 ~	時 分		
	1週間当たりの休業時間数 時間 分					
休 業 時 間	延長 (変更) 後	日	時 分 ~	時 分	木	時 分 ~ 時 分
		月	時 分 ~	時 分	金	時 分 ~ 時 分
		火	時 分 ~	時 分	土	時 分 ~ 時 分
		水	時 分 ~	時 分		
	1週間当たりの休業時間数 時間 分					
申請理由						

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 延長後の1週間当たりの休業時間数は、延長前の1週間当たりの休業時間数を超えるものであること。

3 休業時間帯の変更の申請にあっては、変更後の1週間当たりの休業時間数は、変更前の1週間当たりの休業時間数であること。

様式第3号(第8条関係) 高齢者部分休業時間変更届

高 齢 者 部 分 休 業 時 間 変 更 届

年 月 日

任 命 権 者 殿

所 属
届出者 職 名
氏 名

印

届出期間 年 月 日から 年 月 日まで
(当該職員の定年退職日)

休 業 時 間	変 更 前	日	時 分 ~ 時 分	木	時 分 ~ 時 分
		月	時 分 ~ 時 分	金	時 分 ~ 時 分
		火	時 分 ~ 時 分	土	時 分 ~ 時 分
		水	時 分 ~ 時 分		
		1週間当たりの休業時間数 時間 分			
	変 更 後	日	時 分 ~ 時 分	木	時 分 ~ 時 分
		月	時 分 ~ 時 分	金	時 分 ~ 時 分
		火	時 分 ~ 時 分	土	時 分 ~ 時 分
		水	時 分 ~ 時 分		
		1週間当たりの休業時間数 時間 分			

注 変更後の1週間当たりの休業時間数は、変更前の1週間当たりの休業時間数であること。

○愛媛県人事委員会規則13 - 148

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年4月1日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬 道 和

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（愛媛県人事委員会規則13 - 11）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条第7項」を「第8条第8項」に改める。
第52条第2項中「から3月」を「の翌日から起算して6月」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の不利益処分についての不服申立てに関する規則第52条第2項の規定は、改正前の不利益処分についての不服申立てに関する規則第52条第2項の規定による期間がこの規則の施行後に満了する再審の請求について適用する。

○愛媛県人事委員会規則13 - 149

法人たる職員団体に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年4月1日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬 道 和

法人たる職員団体に関する規則の一部を改正する規則

法人たる職員団体に関する規則（愛媛県人事委員会規則13 - 19）の一部を次のように改正する。

第3条中「同法」を「法」に、「登記簿の謄本又は抄本」を「登記事項証明書」に、「届出なければ」を「届け出なければ」に改める。

第5条中「登記簿の謄本又は抄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に交付された不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第124号。以下「整備法」という。）第52条の規定による改正前の商業登記法（昭和38年法律第125号。以下「旧商業登記法」という。）第11条第1項に規定する登記簿の謄本又は抄本は、この規則による改正後の法人たる職員団体に関する規則第3条及び第5条の規定の適用については、これを登記事項証明書とみなす。整備法第53条第5項の規定によりなおその効力を有することとされる旧商業登記法第11条第1項に規定する登記簿の謄本又は抄本も、同様とする。

○愛媛県人事委員会規則15 - 0

職員からの苦情相談に関する規則を次のように定める。

平成17年4月1日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬 道 和

職員からの苦情相談に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第1項第11号の苦情の処理（以下「苦情の処理」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（人事委員会に対する苦情相談）

第2条 職員（離職した職員を含む。第4条第1項において同じ。）は、愛媛県人事委員会（以下「委員会」という。）に対し、苦情相談申込書を提出することにより、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限る。

- (1) 離職に関する苦情相談
 - (2) 法第28条の4又は第28条の5の規定に基づく採用に関する苦情相談
- 2 代理人により苦情相談を行うことはできない。

（職員相談員）

第3条 委員会は、苦情相談の迅速かつ適切な処理を行わせるため、委員会事務局の職員のうち、事務局長及び苦情相談に係る問題の解決のために特に必要があると認める者を苦情相談を受けて処理する者（以下「職員相談員」という。）として指名する。

（事案の処理）

第4条 職員相談員は、苦情相談を行った職員（以下「申出人」という。）に対し助言等を行うほか、関係当事者に対し、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものとする。

2 委員会は、申出人が事案の処理の継続を求める場合において、当該事案に係る問題の解決の見込みがないと認めるときその他事案の処理を継続することが適当でないとき、当該事案の処理を打ち切るものとする。

3 事案に係る問題について、勤務条件に関する措置の要求に関する規則（愛媛県人事委員会規則13 - 0）第3条第1項の規定による受理又は不利益処分についての不服申立てに関する規則（愛媛県人事委員会規則13 - 11）第6条第1項の規定による受理がされたときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。

（調査）

第5条 職員相談員は、申出人、任命権者その他の関係者に対し、必要に応じて、事情聴取、照会その他の調査を行うことができる。

（記録の作成等）

第6条 職員相談員は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成し、定期的に委員会に報告しなければならない。

（秘密の保持）

第7条 職員相談員その他の苦情相談に係る事務に従事する職員は、申出人の職及び氏名、苦情相談の内容その他の苦情相談に関し職務上知ることのできた秘密を保持しなければならない。

（不利益取扱いの禁止）

第8条 任命権者は、職員相談員に対して苦情相談を行ったこと、苦情相談に関し職員相談員が行う調査に協力したこと等に起因して、職員が職場において不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

(委員会及び任命権者の協力)

第9条 委員会及び任命権者は、苦情相談に係る事務に関し相互に連携を図りながら協力するものとする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、苦情の処理に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第3号

へき地等学校の指定(平成13年12月愛媛県人事委員会告示第2号)の一部を次のように改正する。

平成17年4月1日

愛媛県人事委員会
委員長 稲瀬道和

1(1)の表上浮穴郡の項中「

久万高原町立西谷小学校	2級
-------------	----

」を削り、同項学校名の欄中「久万高原町立柳井川小学校」を「久万高原町立柳谷小学校」に改め、同表西宇和郡の項同欄中「三崎町立串小学校
三崎町立正野小学校」を「伊方町立佐田岬小学校」に
「瀬戸町立三机小学校
瀬戸町立塩成小学校
、 瀬戸町立大久小学校
三崎町立二名津小学校
三崎町立三崎小学校」を「伊方町立三机小学校
伊方町立塩成小学校
伊方町立大久小学校
伊方町立三崎小学校
伊方町立二名津小学校」に改める。

1(2)の表松山市の項中「

松山市立怒和中学校	2級
-----------	----

」を削り、同表西宇和郡の項学校名の欄中「瀬戸町立瀬戸中学校
三崎町立二名津中
三崎町立三崎中
学校
」を「伊方町立瀬戸中学校
伊方町立三崎中学校
伊方町立二名津中学校」に改める。

2(1)の表伊予郡の項を削り、同表八幡浜市の項学校名の欄中「八幡浜市立長谷小学校」を「八幡浜市立磯崎小学校」に改め、同表西宇和郡の項同欄中「保内町立磯崎小学校
保内町立喜木津小学校」を削る。

○愛媛県人事委員会告示第4号

愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第27条第1項の規定により、口頭による開示請求をすることができる個人情報を次のとおり定め、告示の日から施行し、愛媛県個人情報保護条例第25条第1項の規定による口頭による

開示請求をすることができる個人情報(平成14年3月愛媛県人事委員会告示第1号)は、平成17年3月31日限り、廃止する。

平成17年4月1日

愛媛県人事委員会
委員長 稲瀬道和

試験の名称	開示する内容	口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所
職員採用候補者(初級)試験	第1次試験不合格者に係る試験種目別得点、合計得点及び順位	第1次試験の合格発表の日から1月間	人事委員会事務局
	第2次試験受験者に係る第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	第2次試験の合格発表の日から1月間	
職員採用候補者(上級)試験	第1次試験不合格者に係る試験種目別得点、合計得点及び順位	第1次試験の合格発表の日から1月間	人事委員会事務局
	第2次試験受験者に係る第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	第2次試験の合格発表の日から1月間	
少年補導職員採用候補者試験	第1次試験不合格者に係る得点及び順位	第1次試験の合格発表の日から1月間	人事委員会事務局
	第2次試験受験者に係る第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	第2次試験の合格発表の日から1月間	
職員採用候補者(資格免許職)試験	第1次試験不合格者に係る試験種目別得点、合計得点及び順位	第1次試験の合格発表の日から1月間	人事委員会事務局
	第2次試験受験者に係る第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	第2次試験の合格発表の日から1月間	
警察官(高校卒程度)採用候補者試験	第1次試験不合格者に係る得点及び順位(愛媛県警察官を志望した者に限る。)	第1次試験の合格発表の日から1月間	人事委員会事務局
	第2次試験受験者に係る第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位(愛媛県警察官を志望した者に限る。)	第2次試験の合格発表の日から1月間	
警察官(大学卒)採用候補者試験	第1次試験不合格者に係る得点及び順位(愛媛県警察官を志望した者に限る。)	第1次試験の合格発表の日から1月間	人事委員会事務局
	第2次試験受験者に係る第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	第2次試験の合格発表の日から1月間	

び総合順位（愛媛県警察官を志望した者に限る。）		
-------------------------	--	--

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第2号

愛媛県企業職員就業規程等の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成17年4月1日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

愛媛県企業職員就業規程等の一部を改正する管理規程 (愛媛県企業就業規程の一部改正)

第1条 愛媛県企業職員就業規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）にあつては、16時間から」を「又は第28条の6第2項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）にあつては16時間から32時間まで、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）にあつては」に改め、同条第2項中「土曜日（再任用短時間勤務職員）の下に「及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）を加え、「5日間（再任用短時間勤務職員）を「5日間（短時間勤務職員）」に改める。

第13条の2第1項及び第2項中「部分休業」を「育児部分休業」に改め、同条に次の3項を加える。

3 管理者は、職員が請求した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、職員の修学部分休業に関する条例（平成17年愛媛県条例第2号）の例により、当該職員が大学その他の教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「修学部分休業」という。）を承認することがある。

4 管理者は、職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、職員の高齢者部分休業に関する条例（平成17年愛媛県条例第3号）の例により、当該職員が当該職員に係る定年退職日（職員の定年に関する条例（昭和59年愛媛県条例第1号）第2条第1項に規定する定年退職日をいう、）から5年さかのぼつた日後の日で当該職員が申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないこと（以下「高齢者部分休業」という。）を承認することがある。

5 修学部分休業及び高齢者部分休業の承認の失効等及び不利益取扱いの禁止については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）の例による。

（愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程の一部改正）

第2条 愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する

。第3条第1項中「規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては、16時間から」を「又は第28条の6第2項の規定により採用された職員にあつては16時間から32時間まで、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員にあつては」に改める。

（愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部改正）

第3条 愛媛県企業職員の給与に関する規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改め、「規定する再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第4条中「一般職給与条例」の下に「、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）」を加える。

第5条中「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第6条第1項ただし書中「再任用短時間勤務職員に」を「短時間勤務職員に」に改め、「規定する再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第8条中「昭和29年愛媛県条例第3号）」の下に「及び職員の高齢者部分休業に関する条例（平成17年愛媛県条例第3号）」を加える。

第9条中「昭和27年愛媛県条例第50号）」の下に「の適用を受ける職員」を加える。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

○愛媛県公営企業管理規程第3号

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成17年4月1日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第108条第11号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第109条第1項第9号中「登記簿又は登録簿の謄本」を「登記事項証明書又は登録簿謄本」に改める。

第110条第7号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

- この管理規程は、公布の日から施行する。
- この管理規程の施行前に公布された不動産登記法（平成16年法律第123号。以下「新不動産登記法」という。）による改正前の不動産登記法（明治32年法律第24号。以下「旧不動産登記法」という。）第21条第1項（旧不動産登記法第24条ノ2第3項において準用する場合を含む。）に規定する登記簿の謄本は、改正後の愛媛県公営企業会計規程第108条第11号、第109条第1項第9号及び第110条第7

号の規定の適用については、これを登記事項証明書とみなす。新不動産登記法附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる旧不動産登記法第21条第1項（新不動産登記法附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる旧不動産登記法第24条ノ2第3項において準用する場合を含む。）又は新不動産登記法附則第4条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる旧不動産登記法第24条ノ2第3項の規定において準用する旧不動産登記法第21条第1項に規定する登記簿の謄本も、同様とする。

○愛媛県公営企業管理規程第4号

特定任期付企業職員の給与に関する管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成17年4月1日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

特定任期付企業職員の給与に関する管理規程の一部を改正する管理規程

特定任期付企業職員の給与に関する管理規程（平成15年愛媛県公営企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

「第6条」を「第9条」に、「第4条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

公営企業訓令

○愛媛県公営企業管理訓令第1号

公営企業管理局

各 事 業 所

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年4月1日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する訓令

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則（昭和46年愛媛県公営企業訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第18条の2の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改め、同条中「再任用短時間勤務職員（以下この条において「再任用短時間勤務職員」という。）」を「短時間勤務職員」に改め、「規定する再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

--	--